

茨城県の運送業者について、同県産の農産物が原発事故の風評被害により販売不振となったため、取扱輸送量が減少したことにより被った間接損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	茨城支店の陸運事業に係る逸失利益
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金8,000,000円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月25日

（仲介委員 金田 繁）